

国有財産法施行令第十二条の三第二号の規定に基づき、同号の財務大臣の定める割合を定める告示

昭和六十一年七月二十五日告示第百十三号

改正 平成 三年 六月 六日大蔵省告示第 百十九号  
同 十二年十一月二十七日同 第三百四十四号  
同 十八年十二月二十二日財務省告示第四百八十 号

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の三第二号の規定に基づき、同号の財務大臣が定める割合を次のように定める。

五十パーセント